

彙報

生産増強勤労緊急対策要綱の閣議決定

皇國勤労觀の確立、徵用制度の割期的強化等を主眼とする生産増強緊急対策要綱は昭和十八年一月二十日閣議決定をみたが、之を掲ぐれば左の如くである。

勤労緊急対策要綱

生産増強は刻下喫緊の要務にしてこれが完遂は國民勤労の充實發揚に俟つ處極めて大なるに鑑み勤労總力を最高度に發揮する爲特に左の如き方策を緊急實施するものとす

第一、國民徵用制度の刷新強化

一、國民徵用の國家性明確化

- (一) 被徵用者全員一體の態勢を以て生産増強に邁進し得る如く必要なる措置を講ずること
- (二) 徵用に豫め合格者を定め可成國家施設に收容し教養訓練を施したる上工場事業場に配置すること
- (三) 被徵用者の工場事業場において支給を受くる給與が當該被徵用者の前收に比し著しく減少する場合においてはこれを補給するの途を講じその財

源は國家において相當負擔すること、右補給は別途國民徵用援護制度を擴充に依りこれをなすこと

二、國民徵用制度の運營改善

- (一) 現行徵用期間はこれを延長し必要ある場合においては更に更新し得ることとすると共に徵用を解除し得る場合を明確にすること

- (二) 徵用銓衡を嚴正且つ權威あらしむるため國民徵用官制度を確立すると共に國民職業指導所の機能増進に必要な措置を講ずること、徵用官は地方廳における職務平等官を以てこれに充つること

- (三) 徵用給源の確保並に銓衡の嚴正を期する爲銓衡に當りての待用除外の範圍を縮小すると共に適正なる銓衡基準を定むること
- (四) 國民登録の範圍を更に擴大し被徵用者銓衡に便ならしむる如く之が整備を圖ること

- (五) 被徵用者にして特に勤労狀況良好ならざる者に付ては國家の特別鍛成施設に於て實施し其の教化善導に努むること

二、勤労管理行政の強化

- (一) 皇國本來の勤労觀を確立し且つ工場事業場における勤労管理機構及勤労管理の陣容を整備せしめるため必要なる措置を講ずると共に特に勤労能率不良なる工場、事業場につき勤労管理改善のため強力なる指導を行ふこと

三、國民徵用援護制度の擴充

- (一) 管理官、勞務官、工務官等緊密一體の態勢を族に對する援護制度を擴充強化すると共に被徵用者の士氣を昂揚する爲慰問激励に付特別の措置を講ずること

第二、國民勤労の重點的配置の強化徹底

- 一、産業及び企業間に於ける重點の移動に即應する企業整備の進捗に伴ひ工場事業場間に於ける勤労者の配置轉換を容易且つ迅速ならしむるため必要なる措置を講ずること
- 二、勤労青少年の輔導鍛成
- 三、就業時間制度の刷新

促進するため必要なる措置を講ずること

- 三、國民勤労報國隊制度の刷新を圖り各地域、職域又は團體に於ける報國隊の常時組織を編成せしめ且つその出動期間を延長すること

- 四、不急と認めらるゝ學校殊に時局下緊要ならざる各種學校及之に類する施設の閉鎖制限又は收容定員の減少を行ふと共に學生生徒の勤労報國隊組織に付ては特に之が擴充強化を圖ること

- 五、女子を以て代替も得る業種及職種に付天皇女子の使用員數の標準を定むると共に女子勤労管理を確立し以て女子勤員の強化を圖ること

- 右に關聯し男子の就業制限乃至禁止を行ふこと

第三、勤労管理の刷新強化

力性ある運営を爲し得る如くすること

四、戦時適正賃金制度の確立

労働者の生活の恒常性を確保し労働能率の向上を期する爲賃金統制を合理的ならしむると共に賃金統制上必要な措置を別途講ずること

第四、労働者用物資、住宅等に関する

対策の強化

一、労働者用物資の割當並に配給は原則として産業報

國會の組織を通ずることとし其の一元化を圖ること

二、工場、礦山、事業場に於ける購買會の配給機構上の地位を認め之が積極的活用を圖ること

三、労働者住宅、寄宿舎及厚生施設は國に於て一定の規格を定め工場施設と一體的に計畫せしむると共に其の建設既設建物の有效利用等に付特別の措置を講ずること

第五、本要綱實施に關し必要なる経費に付ては豫算上の措置を講ずること

民族研究所官制の公布

民族研究所官制は昭和十八年一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制（昭和十八年一月十六日
勅令第216号）

日の件公布

健康保険法中改正法律の一一部施行期

健康保険法中改正法律の一一部施行期の件は昭和十七年十二月一日より施行ス但シ第一條第

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 専任八人

奏任

助手 専任八人 判任
書記 專任二人 判任

所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 民族研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第六條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省官制第八條第四號中「電波物理研究所」ノ下ニ「民族研究所」ヲ加フ

〔参照〕

昭和十七年十一月一日公布 勅令第七百四十八號文部省官

第八條 科學局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 氣象官署、緯度觀測所、資源科學研究所、電波物理研究所及東京科學博物館ニ關スル事項

民族研究所官制（昭和十八年一月十六日
勅令第216号）

日の件公布

民族研究所官制は昭和十八年一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制（昭和十八年一月十六日
勅令第216号）

日の件公布

健康保険法中改正法律の一一部施行期

健康保険法中改正法律の一一部施行期の件は昭和十七年十二月一日より施行ス但シ第一條第

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 専任八人

奏任

昭和十七年法律第三十八號中未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條第

二項、第十三條及第四十五條ニ第十三條

ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保険法施行令中改正の件公布

健康保険法施行令中改正の件は昭和十七年十二月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

日本付官報を以て左の如く公布せられた。

健康保険法施行令中改正ノ件

〔勅令第802号〕

健康保険法施行令中左ノ通改正ス

第一條ヲ第一條ノ二トシ同條第一號中「通勤手當」ノ下ニ「又ハ外勤手當」ヲ加フ

第二條 健康保険法第一條第二項ニ規定スル被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ範圍ハ引續キ六月以上被保險者タリシ者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ茲ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第五條第一項第三號及第四號中「作業」ヲ「業務」ニ、第六號中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム

第五條ノ三第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ